第３号様式

株主資本等変動計算書

年　　月　　日　　事業者名

	株主資本	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	（略）	（略）		
当期首残高				
（略）				

備考

１　その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

２　評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

３　（略）

４　当期首残高については、会社計算規則第２条第３項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬（びゅう）の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。

５～７　（略）

第３号の２様式

注　記　表

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

一・二　（略）

三　会計方針の変更に関する注記

四　表示方法の変更に関する注記

五　会計上の見積りの変更に関する注記

六　誤謬（びゅう）の訂正に関する注記

七～十一　（略）

十二　金融商品に関する注記

十三　賃貸等不動産に関する注記

十四　持分法損益等に関する注記

十五～十八　（略）

十九　収益認識に関する注記

二十　（略）

備考

１　会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては一、五、七、八及び十から十八までに掲げる項目を、会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては一、五、十四及び十八に掲げる項目を、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社にあつては十四に掲げる項目を表示することを要しない。

２　（略）

第３号様式

株主資本等変動計算書

年　　月　　日　　事業者名

	株主資本	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	（略）	（略）		
前期末残高				
（略）				

備考

１　その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

２　評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

３　（略）

（新設）

４～６　（略）

第３号の２様式

注　記　表

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三～七　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

八～十一　（略）

（新設）

十二　（略）

備考

１　会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては一、三及び六から十一までに掲げる項目を、会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては一及び十一に掲げる項目を表示することを要しない。

２　（略）